

公立大学法人神戸市外国語大学と公益財団法人神戸国際協力交流センターとの 連携協力に関する協定書

公立大学法人神戸市外国語大学（以下「甲」という。）と公益財団法人神戸国際協力交流センター（以下「乙」という。）は、国際協力・交流の充実及び地域貢献の進展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との間で相互の人的・知的資源や施設の交流活用を図り、相互に有意義と認められる諸事業を行うことにより、甲及び乙における国際協力・交流の充実及び地域貢献の進展に資することを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲と乙が連携協力して行う事業は次のとおりとする。

- (1) 相互の人的・知的資源や施設の活用による国際協力・交流事業
- (2) 相互の人的・知的資源や施設の活用による地域貢献事業
- (3) 前各号に定めるもののほか、前条に定める目的を達成するための甲乙相互間における人的・知的資源や施設の連携協力活動

（実施条件等の決定）

第3条 事業の実施に関わる具体的な条件、方法等については、甲乙双方が必要に応じて個々に協議し、決定する。

（施設利用等の便宜供与）

第4条 甲と乙が連携協力するに当たっては、それぞれの職員、教員、学生の派遣及び受入、並びに施設の利用等について、お互いに支障がない範囲において便宜を図るものとする。

（経費の負担）

第5条 甲と乙が連携協力するうえで必要な経費の負担については、甲乙双方が必要に応じて協議し、決定する。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

2 この協定は、甲乙いずれか一方が相手方に通告し、6ヶ月の予告期間を経た後に、終了することができる。

（疑義の決定等）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の中で変更を必要とする事項については、甲乙協議の上、その取扱いを決定するものとする。

以上の内容で協定を締結したことを証するため、協定書を2通作成し、署名押印の上、甲乙各1通ずつ保有するものとする。

平成24年4月24日

甲：神戸市西区学園東町9丁目1番地
公立大学法人神戸市外国語大学

理事長 船山 仲他



乙：神戸市中央区御幸通8丁目1番6号
公益財団法人神戸国際協力交流センター

理事長 矢田 立郎

